

○薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱（平成30年薩摩川内市告示第56号）第2条の表に掲げる公共下水道等接続補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市地域下水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第280号）第2条に規定する処理区域及び薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）第3条第2項から第5項までの表の右欄に掲げる処理区域を対象とした下水道処理区域（以下「処理区域」と総称する。）内の既存の専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）から下水道に接続する事業でなければならない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金は、処理区域内において既存の専用住宅の生活排水の処理のため、下水道へ接続をする者（当該住宅の所有者又は所有者の同意を得た者に限る。）に対して、予算の範囲内で交付するものとし、下水道への接続のための排水設備工事（屋内の便器設置等を除く。）に要する経費を補助金の交付対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額が当該排水設備工事費（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。以下「工事費」という。）を超える場合には、工事費を限度とする。

(1) 既存の専用住宅の小型合併処理浄化槽（生活排水を処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けたもので、かつ、薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領（平成30年4月1日施行）に基づく補助金を受けていないものをいう。）から下水道へ接続する者

100,000円

(2) 既存の専用住宅の単独処理浄化槽から下水道へ接続する者

60,000円

(3) 既存の専用住宅の汲取り式トイレから下水道へ接続する者

70,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に添えて提出しなければならない。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 排水設備工事費の見積書の写し

(3) 貸主の承諾書(既存の専用住宅を借りている者に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 排水設備変更工事費の見積書の写し

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助事業者等は、補助事業等の工事完了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に添えて提出しなければならない。

(1) 工事完了届(様式第5号)

(2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し

(3) 下水道への接続が明らかとなる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、各処理区域における下水道の接続率により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、排水設備等の適正な維持管理及び保守点検に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、水道局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、令和4年度において検討を行い、その結果に基づいて、令和5年度において所要の措置を講ずるものとする。

3 第4条第1号の規定は、この要領の施行の前日までに小型合併処理浄化槽を設置している場合に準用する。この場合において、同条第1号中「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領に基づく補助金」とあるのは、廃止した「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助金」と読み替えるものとする。

4 補助金の申請等にあたり、廃止した薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要綱（平成25年薩摩川内市告示第166号）に定めた様式によりなされたものは、規則並びにこの要領に定めた様式によるものとみなす。

附 則（令和2年3月4日決裁）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

補助金交付申請書

年度において、下水道への接続のため薩摩川内市公共下水道等接続補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 排水設備工事費の見積書の写し
- (3) 専用住宅を借りている者は、貸主の承諾書
- (4) 市税等の滞納がない証明書
- (5) その他

本申請に係る受給資格確認のため、私の「市税等の滞納がない証明書」の提出に代えて、確認、照会及び調査することに同意します。

年 月 日

（申請者）住 所
氏 名

印

（自署してください）

様式第2号（第5条、第7条関係）

事業（変更）計画書

設 置 場 所	薩摩川内市
既 存 住 宅 の 現 行 処 理 区 分	1 小型合併処理浄化槽 2 単独処理浄化槽 3 汲取り式トイレ
小型合併処理浄化槽 設置時の補助の有無	1 補助金なし 2 補助事業により設置
下 水 道 の 種 類	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 漁業集落排水 4 地域下水処理施設
処 理 区 域 名	
工 事 着 手 (予 定) 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日
指 定 工 事 店	

※ 選択を要する欄においては、該当する番号に○を付けること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

㊞

補助金変更等承認申請書

年 月 日付け薩摩川内市指令下水第 号で通知を受けた
薩摩川内市公共下水道等接続補助金に関し、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変更等内容

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の中止
- (3) 補助事業の廃止

2 変更等の理由

3 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 排水設備変更工事費の見積書の写し

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

実績報告書

年 月 日付け薩摩川内市指令下水第 号で通知を受けた
薩摩川内市公共下水道等接続補助金について、工事が完了したので、下記のと
おり添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 工事完了届
- (2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 下水道への接続が明らかとなる写真
- (4) その他

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

工事完了届

下記のとおり下水道接続工事が完了しましたので、届け出ます。

記

設 置 場 所	薩摩川内市 町
工 事 完 了 年 月 日	
施 工 業 者	住 所 名 称 印
排水設備指定工事店	住 所 名 称 印